

# 東部海浜開発事業検討会議における 広報ルール(案)

# 広報のルール

1. 積極的な広報のため、メディアに乗ることを理解納得します。
2. 取材等を受ける際には、次のことを伝えます。
  - ① 統一した意見は沖縄市ホームページ及び会議報告にて情報提供します。
  - ② 各委員の意見は個人のものであり、会議を重ねることで意見が変わる可能性があること。
  - ③ 検討会議は事業の賛成・反対を決める場ではないこと。
3. 以下の情報には十分留意して広報します。
  - ① 個人情報(個人に関する情報でその個人が特定できる情報)  
→氏名、生年月日、住所、電話番号等や、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報。
  - ② 法人等が不利益なる情報また、非公開を前提に収集した情報  
→例えば、ヒアリングやアンケートなどで、「当会議で検討する以外に利用しない」という条件で得た情報。
  - ③ 行政執行に関する情報で、市民に不正確な理解や誤解を与えるもの。また、公開することにより行政の円滑な執行に著しい支障を生じる恐れのあるもの。

↑ 追加部分